

障福推第1277-1号
平成28年3月10日

本庁各課（所）長 }
各地域機関の長 } 様

総務部長
福祉部長

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の
制定について（通知）

このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定し、平成28年4月1日から施行することとしましたので、所属職員への周知をお願いします。

【連絡先】

（職員の服務に関すること）

担当：人事課管理担当 林・田中

電話：048-830-2437

（障害を理由とする差別の解消の推進に関すること）

担当：障害者福祉推進課

障害者計画・団体担当 船橋・千葉

電話：048-830-3294